

まちづくり課 与那原町都市計画マスタープランを改訂します

都市計画マスタープランとは？

「都市計画法」に基づいて、町が定めることとされている計画

中長期的な視点に立ち、目指すべき都市の将来像、都市計画に係るまちの基本的な方向性を示した計画

この計画で定めた方針に基づいて…

土地利用のルールの見直しや、道路等の都市施設の整備などについて、国や県・周辺市町と協議のうえ都市計画の取り組みを進めます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めた法定計画です。土地利用、道路・公園などの都市基盤整備、防災、環境保全などの方針を定め、住民や事業者と行政が共有するまちづくりの指針です。

本町は平成9年に「与那原町都市計画マスタープラン」を策定し、平成25年に全部改訂（平成30年に一部見直し）を行い、各種まちづくり施策を進めています。前回の全部改訂から10年以上が経過し、現行計画の目標年次を迎えつつあります。また、少子高齢化の進行や人口減少、脱炭素への取り組みなど社会情勢は大きく変化しており、本町においてもその変化に対応したまちづくりのあり方について検討するため、令和8年度・令和9年度の2年間で与那原町都市計画マスタープランを改訂します。

～ 都市計画マスタープラン改定の流れ ～

	R8.7～9月	10～12月	R9.1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	R10.1～3月
現状調査・分析	→						
計画素案作成			→	→	→	→	
計画のとりまとめ						→	→
アンケート調査	→						
参加型ワークショップ				→	→		
オンラインコミュニティ	→	→	→	→	→	→	→

改定にあたり多くの皆さまからご意見をいただき、情報発信を行います

ー まちづくりアンケート調査を実施 ー

9月～10月にかけて、町民2,000人（無作為抽出）を対象にまちづくりに関するアンケート調査を実施します。お住いの地域の土地利用や交通、生活環境等に関する課題や与那原町が目指すべきまちづくりの方向性についてお聞きます。

【アンケートの主な内容】

- お住まいの地域の課題（満足度・重要度）
- 日常生活の実態（生活圏・移動手段）
- 将来のまちづくりの方向性
- まちづくりの提案・アイデア など

ご自宅にアンケート調査票が届いた方は、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。

ー まちづくりオンラインコミュニティを開設 ー

9月から、都市計画マスタープランの策定経緯や情報の発信、簡単なアンケート、オンライン上での意見交換など、気軽に参加できる場を開設しています。

【オンラインコミュニティの内容】

- 計画策定経緯の情報発信の場
- 簡単なアンケートの場
- テーマ別のオンライン意見交換の場

右の二次元コードから閲覧・ご登録をお願いします。多くの町民の皆さまのご参加をお待ちしています。



1935（昭和10）年頃の時刻表（『沖縄県勢要覧 昭和8年版』より）

6時00分発の上り列車

『広報よなばる』は今回、記念すべき600号を迎えました。本コラムもそれにちなむテーマにすべく「600」という数字を眺めていると、思い浮かんだのが時

驛舎通信

－第16回－

刻表です。改めて沖縄県鉄道に目を向けると、1923年頃の時刻表に、与那原駅を6時00分に出発する上り列車がありました。当時は漢数字の縦書きが主流なので、まさに「六、〇〇」です。今回は与那原線の始発時間の変遷をたどってみます。

1914年の開業直前の新聞に載っていた時刻表では、与那原を出発する始発列車は7時12分発。開業直後は試行錯誤していたようで、頻繁にダイヤ改正をしています。翌年3月改正の時刻表では与那原発の始発が9時、那覇着は9時30分。これでは始業・登校時間に間に合いそうにありません。とはいえ開業してまだ数か月なので、鉄道での通勤通学需要が少なかったの

でしょう。その後、始発は8時台となり、1923年に6時ちょうどとなりました。通勤通学需要も徐々に増えていったと考えられます。昭和に入ると6時台後半から7時台前半という変遷をたどり、結果的に与那原発で最も早いのが6時00分発の列車と

なりました。なお、県鉄全体を見渡すと5時45分の嘉手納発という列車も。嘉手納線は距離が長く、ちよつと良い時間に那覇に到着できるように出発時間も早くなる傾向があります。時代と共に速達性が向上して所要時間が短縮されると、到着時間にあわせて出発時間も徐々に遅くなっていきました。

喜納大作（きのだいさく）／軽便与那原駅舎展示資料館学芸業務担当／沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員

健康保険課

国民健康保険 後期高齢者医療 加入者の皆さまへ

入院時の食事代を 改定しました

入院したときの食事代の標準負担額（1食あたり）が令和8年6月1日より右の表のとおり変わりました。



国民健康保険

所得区分			変更前	変更後
住民税課税世帯	下記以外の区分の方		510円	550円
	小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者		300円	330円
住民税非課税世帯	区分才	90日までの入院	240円	270円
	低所得者Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	190円	220円
	低所得者Ⅰ		110円	130円

後期高齢者医療

所得区分			変更前	変更後
住民税課税世帯	下記以外の区分の方		510円	550円
	指定難病患者		300円	330円
住民税非課税世帯	区分	90日までの入院	240円	270円
	（低所得）Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	190円	220円
	区分（低所得）Ⅰ		110円	130円